



(第1面)

許可番号 08800 004578

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

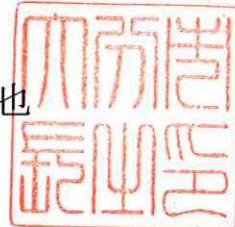
住 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号

氏 名 日本貨物鉄道株式会社

代表取締役 犬飼 新

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

大分市長 足立 信也



許可の年月日 令和5年5月2日

許可の有効年月日 令和10年4月20日

### 1. 事業の範囲

#### 事業の区分

収集運搬（積替え保管行為を含まない。）

#### 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（有機汚泥及び無機汚泥）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（廃プリント配線板、廃容器包装を含み、その他の管理型産業廃棄物であるものを除く。）、紙くず、木くず、纖維くず、ゴムくず、金属くず（廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含み、その他の管理型産業廃棄物であるものを除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃プラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含み、その他の管理型産業廃棄物であるものを除く。）、鉛さい、がれき類、ばいじん、施行令第2条第1項第13号に規定する産業廃棄物

（以上16種類。ただし、石綿含有産業廃棄物を含まず、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年 4月21日

産業廃棄物収集運搬業許可

平成11年 7月29日

産業廃棄物収集運搬業変更届

平成15年 4月21日

産業廃棄物収集運搬業更新許可

平成17年 7月25日

産業廃棄物収集運搬業変更届

（以下第2面へ記載）



(第2面)

許可番号 08800 004578

平成19年	7月25日	産業廃棄物収集運搬業変更届
平成20年	4月21日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成23年	3月24日	産業廃棄物収集運搬業変更届
平成24年	8月 9日	産業廃棄物収集運搬業変更届
平成25年	6月21日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成30年	4月21日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成30年	8月 3日	産業廃棄物収集運搬業変更届
令和 4年	8月 3日	産業廃棄物収集運搬業変更届
令和 5年	5月 2日	産業廃棄物収集運搬業更新許可

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

なし

(以下余白)